

請 書

1 工事〔業務〕名

〔注〕 [] 内について、業務の場合は直前の条文を読み替え、工事の場合は削除する。以下同じ。

2 履 行 場 所

3 工期〔履行期間〕 年 月 日から
年 月 日まで

4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

上記工事〔業務〕をお請けするについては、次の条項を承諾の上、確実に履行いたします。

年 月 日
殿

受注者 住 所
氏 名 印

第1条 受注者は、この請書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）に基づき頭書の請負代金額をもって、頭書の工期〔履行期間〕内に頭書の工事〔業務〕を完成〔完了〕しなければならない（以下、契約名称、工期〔履行期間〕及び請負代金額については、「頭書の」を省略する。）。

第2条 受注者は、この契約締結後14日以内に工程表〔実施日程表〕を作成して、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、機構の承諾を得た場合は、この限りでない。

第4条 受注者は、この契約の履行について、工事〔業務〕の全部を一括し、又は工事〔業務〕の主体的部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

〔注〕 工事の場合、この項を削除する。

第5条 受注者は、工事〔業務〕の施工〔履行〕、工事現場〔履行場所〕の管理その他工事〔業務〕に関する一切の事項については、監督員の指示監督を受けなければならない。

第6条 受注者は、工事に使用する材料については、すべて使用前に監督員の検査を受け合格したものを使用しなければならない。

〔注〕 業務の場合、この条を削除する。

第7条 受注者は、使用する材料のうち、調合を要するものについては監督員の立会を得て調合したものを使用しなければならない。

2 受注者は、水中又は地下に埋設する工事、その他完成後外面から明視することができない工事を施工するときは、監督員の立会を得た上で施工しなければならない。

[注] 業務の場合、この項を削除する。

第8条 受注者は、工事〔業務〕の施工〔履行〕が仕様書等に適合しない場合において監督員の指示があったときは、直ちに、これに従わなければならない。

第9条 受注者は、工事〔業務〕に支障を及ぼす天候の不良、その他受注者の責めに帰することができない事由又は正当な事由により工期〔履行期間〕内に工事〔業務〕を完成〔完了〕することができないときは、遅滞なく、工期〔履行期間〕の延長について協議しなければならない。

2 機構は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認められるときは、工期〔履行期間〕を延長しなければならない。機構は、その工期〔履行期間〕の延長が機構の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第10条 受注者は、前条以外の事由により、工期〔履行期間〕内に工事〔業務〕を完成〔完了〕することができないときは、遅延日数につき請負代金額の年(365日当たり)3パーセントに相当する履行遅滞金を納めなければならない。

2 機構の責めに帰すべき理由により、請負代金の支払いが遅延したときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ年(365日当たり)2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第11条 受注者は、工事〔業務〕が完成〔完了〕したときは、その旨を書面をもって機構に通知しなければならない。

2 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、工事〔業務〕の完成〔完了〕を確認するための検査を完了するものとする。

3 前項の場合において、検査に通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 機構は、第2項の検査によって工事〔業務〕の完成〔完了〕を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

5 機構は、受注者が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払いと同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

6 受注者は、工事〔業務〕が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して機構の検査を受けなければならない。この場合においては、修補等の完了を工事〔業務〕の完成〔完了〕とみなして前各項の規定を適用する。

第12条 発注者は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、引渡しをした日から1

年以内に発注者から受注者への通知があった場合に限り、無償で目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第13条 工事〔業務〕内容若しくは工期〔履行期間〕の変更又は工事〔業務〕の一時中止等の事由により請負代金額を変更する必要を生じたときは、受注者は機構との協議に応じなければならない。

第14条 受注者は第11条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して○日以内に請負代金を支払うものとする。

[注] ○の部分、工事の場合には40、業務の場合には30と記入する。

第15条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、機構と受注者が協議して定めるものとする。